

建設工事に係る共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「共同企業体」とは、大規模であって技術的難度の高い建設工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注することができる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額以上のものであって、確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による施工が必要と認められるもの並びに県外の建設業者から市内の建設業者への建設技術の移転のため、県外の建設業者と市内の建設業者との共同施工が必要と認められる工事その他共同施工が必要と認められる工事とする。

(1) 土木一式工事 概ね5億円以上

(2) 建築一式工事 概ね5億円以上

(3) 設備等の工事 概ね3億円以上

2 前項に規定する工事以外の工事で、特殊な技術を要し、確実かつ円滑な施工を確保するため技術力を特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、対象工事に対応する工種について最上位の等級である組合せとする。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 松山市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。

- (4) 全ての構成員が、当該工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、法第26条第3項第1号又は第2号に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する場合にあっては、この限りでない。
- (5) 当該工事の競争参加申込において、共同企業体の構成員は、同一の入札対象工事の他の共同企業体の構成員でないこと。

(構成員の出資比率)

第7条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第8条 代表者は、施工能力が大きく、その出資比率が構成員中最大の者とする。

(入札公告)

第9条 市長は共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事件名
- (2) 履行場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び提出先
- (6) 共同企業体の構成員の数、組合せ
- (7) 共同企業体の入札参加資格
- (8) その他必要と認められる事項

(資格審査等)

第10条 入札に参加しようとする共同企業体は、次に掲げる書類を市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、総合評価競争入札については、別に定める。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第1号様式の2）
- (2) 入札参加資格審査資料
- (3) (2)の添付書類
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
- (6) その他必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、すみやかに審査し、適格な者を入札参加資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、市が契約を締結した共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 当該工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3ヶ月を経過するときまでとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和2年11月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和7年2月1日から実施する。